

# 令和7年度 第1回 健康福祉審議会

日 時 令和7年5月22日(木)

午後7時15分～8時30分(予定)

会 場 静岡市役所静岡庁舎 本館3階 第一委員会室

## 次第

- 1 開会
- 2 保健福祉長寿局長挨拶
- 3 委員紹介 P. 3
- 4 事務局紹介 P. 4
- 5 議事
  - (1) 委員長の選任
  - (2) 副委員長の指名(委員長指名)
  - (3) 専門分科会委員及び審査部会委員の指名並びに分科会長及び審査部会長の指名(委員長指名) P. 10～11
  - (4) 報告事項
    - 専門分科会における調査審議について
    - ア 令和7年度 健康福祉審議会・社会福祉審議会・分科会の開催予定 P. 12～18
    - イ 児童福祉専門分科会児童処遇審査部会(児童相談所) P. 19
    - ウ 民生委員審査専門分科会(福祉総務課) P. 20
    - エ 身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会(地域リハビリテーション推進センター) P. 21
- 6 閉会

---

### 【資料概要】

- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| P. 1     | 次第                               |
| P. 2     | 席次表                              |
| P. 3     | 令和7年度 静岡市健康福祉審議会 全体会 委員名簿        |
| P. 4     | 関係局部課長等一覧                        |
| P. 5～9   | 静岡市健康福祉審議会条例                     |
| P. 10    | 静岡市健康福祉審議会 概要                    |
| P. 11    | 令和7年度 所属分科会・審査部会及び分科会長・審査部会長について |
| P. 12～18 | 令和7年度 健康福祉審議会・社会福祉審議会・分科会の開催予定   |
| P. 19～21 | 各分科会からの報告                        |

席次表

仮議長、委員長	
静岡県弁護士会 青木 皓平	市議会 畑田 響
市民委員 天野 育子	静岡市身体障害者団体連合会 服部 邦子
静岡市校長会 石岡 久美子	静岡県立大学 東野 定律
市民委員 梶山 香緒利	市民委員 松浦 まり子
市民委員 狩野 直子	静岡市社会福祉協議会 三重野 隆志
市民委員 久保田 明	城西クリニック 溝口 功一
静岡市静岡手をつなぐ育成会 佐々木 隆志	静岡市私立幼稚園連合会 宮下 友美恵
静岡市静岡医師会 鈴木 研一郎	静岡市清水歯科医師会 望月 亮
静岡市老人クラブ連合会 鈴木 榮	静岡市私立保育園長会 森下 健二
静岡大学 田宮 縁	静岡県立大学 森本 達也
静岡県立大学 富安 眞理	市民委員 八木 志保美
静岡市自治会連合会 中村 満	清水地域精神保健福祉心明会 山本 勝利
常葉大学短期大学部 西田 泰子	清水薬剤師会 吉永 陽子

保健福祉 長寿局次長	保健衛生医療 統括監	保健福祉 長寿局長	こども未来局長	こども未来 局次長	子育て教育 政策監
健康福祉部参与	保健福祉長寿局 理事兼地域支え 合い推進部長	保健衛生医療 部長	葵 福祉事務所長	駿河 福祉事務所長	清水 福祉事務所長
参与兼地域包括 ケア推進課長	福祉総務課 地域福祉係長	参与兼 福祉総務課長	参与兼保健衛生 医療課長	参与兼 こども未来課長	こども若者応援 課長
安心感がある温 かい社会推進 課長	障害福祉企画 課長	参与兼健康 づくり推進課長	参与兼保健所 総務課長	幼児教育・ 保育支援課長	こども園運営 課長
参与兼 介護保険課長	高齢者福祉課長	参与兼障害者 支援推進課長	精神保健 福祉課長	こども家庭福祉 課長	児童相談所長
	地域リハ推進セ ンター所長補佐	地域リハ推進 センター所長	参与兼感染症 対策課		
出席者		出席者		出席者	
出席者		出席者		出席者	
傍聴者		傍聴者		傍聴者	

令和7年度 静岡市健康福祉審議会 全体会 委員名簿

No.	区 分	氏 名	所 属	職 名
1	委員 (社福審兼務)	あおき こうへい 青木 皓平	静岡県弁護士会	—
2	委員	あまの いくこ 天野 育子	市民委員	—
3	委員 (社福審兼務)	あんどう ちあき 安藤 千晶	静岡県社会福祉士会	日本社会福祉士 会副会長
4	委員 (社福審兼務)	いしおか くみこ 石岡 久美子	静岡市校長会	—
5	委員 (社福審兼務)	えばら かつゆき 江原 勝幸	静岡県立大学短期大学部	准教授
6	委員	かじやま かおり 梶山 香緒利	市民委員	—
7	委員	かのう なおこ 狩野 直子	市民委員	—
8	委員 (社福審兼務)	きよの ふみお 清野 文雄	静岡市民生委員児童委員協議会	会長
9	委員	くぼた あきら 久保田 明	市民委員	—
10	委員 (社福審兼務)	ささき たかし 佐々木 隆志	静岡市静岡手をつなぐ育成会	副会長
11	委員 (社福審兼務)	すずき けんいちろう 鈴木 研一郎	静岡市静岡医師会	会長
12	委員 (社福審兼務)	すずき さかえ 鈴木 榮	静岡市老人クラブ連合会	会長
13	委員 (社福審兼務)	たみや ゆかり 田宮 縁	静岡大学	教授
14	委員 (社福審兼務)	とみやす まり 富安 眞理	静岡県立大学	教授
15	委員 (社福審兼務)	なかむら みつる 中村 満	静岡市自治会連合会	副会長
16	委員 (社福審兼務)	にしだ やすこ 西田 泰子	常葉大学短期大学部	非常勤講師
17	委員 (社福審兼務)	はただ ひびき 畑田 響	市議会	副議長
18	委員 (社福審兼務)	はっとり いくこ 服部 邦子	静岡市身体障害者団体連合会	副理事長
19	委員 (社福審兼務)	ひがしの さだのり 東野 定律	静岡県立大学	教授
20	委員	まつうら こ 松浦 まり子	市民委員	—
21	委員 (社福審兼務)	みえの たかし 二重野 隆志	静岡市社会福祉協議会	会長
22	委員 (社福審兼務)	みぞぐち こういち 溝口 功一	城西クリニック	委員長
23	委員 (社福審兼務)	みやした ゆみえ 宮下 友美恵	静岡市私立幼稚園連合会	会長
24	委員	もちつき まこと 望月 亮	静岡市清水歯科医師会	副会長
25	委員 (社福審兼務)	もりした けんじ 森下 健二	静岡市私立保育園長会	会長
26	委員 (社福審兼務)	もりもと たつや 森本 達也	静岡県立大学	教授
27	委員	やぎ しほみ 八木 志保美	市民委員	—
28	委員 (社福審兼務)	やまもと かつし 山本 勝利	清水地域精神保健福祉 心明会	理事長
29	委員	よしなが ようこ 吉永 陽子	清水薬剤師会	副会長

関係局部課長等一覧

職名	氏名	所管分科会	所管計画
保健福祉長寿局長	山本 哲生		
保健福祉長寿局次長兼健康福祉部長	松下 龍一		
健康福祉部参与	長田 敬子		
参与兼健康づくり推進課長	長谷川 政志	健康づくり専門分科会	健康爛漫計画
障害福祉企画課長	寺田 和弘		
参与兼障害者支援推進課長	清水 一弘		
高齢者福祉課長	杉田 文昭	高齢者保健福祉専門分科会	健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画、高齢者保健福祉計画
参与兼介護保険課長	平林 則彦	介護保険専門分科会	健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画、介護保険事業計画
参与兼保険年金管理課長	望月 秀人		
地域リハビリテーション推進センター所長	岡本 恵	障害程度審査部会	
局理事兼地域支え合い推進部長	内舘 友理	健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画	
参与兼地域包括ケア推進課長	酒井 真		
安心感がある温かい社会推進課長	田中 寛規		
保健衛生医療統括監	千須和 健一		
保健衛生医療部長	杉山 智彦		
参与兼保健衛生医療課長	降矢 雄貴		
参与兼保健所総務課長	原田 康弘		
参与兼感染症対策課長	海野 将利		
精神保健福祉課長	吉引 裕		
葵区副区長兼葵福祉事務所長	本野 雄一郎		
駿河区副区長兼駿河福祉事務所長	片井 真則		
清水区副区長兼清水福祉事務所長	藤原 融作		
こども未来局長	萩原 祥古		
こども未来局次長	岡本 裕治		
子育て教育政策監	萩原 智美		
参与兼こども未来課長	浅沼 都	児童福祉専門分科会	
こども若者応援課長	飯田 浩史	子ども・子育て支援事業計画、子ども・子育て・若者プラン	
こども若者応援課子ども若者相談担当課長	宮部 寛子		
幼児教育・保育支援課長	松世 昌紀		
こども園運営課長	宇佐美 哲也		
こども家庭福祉課長	久保田 哲史		
児童相談所長	安井 悟一	児童処遇審査部会	
参与兼福祉総務課長	近江 一禎	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	地域福祉基本計画、成年後見制度利用促進計画

○静岡市健康福祉審議会条例

平成19年3月20日

条例第19号

改正 平成24年12月14日条例第92号

平成25年7月4日条例第75号

平成26年7月3日条例第111号

平成27年12月15日条例第117号

平成30年3月20日条例第20号

静岡市保健福祉介護総合政策審議会条例（平成17年静岡市条例第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、静岡市健康福祉基本条例（平成19年静岡市条例第14号。以下「基本条例」という。）第16条に規定する静岡市健康福祉審議会（以下「健康福祉審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査審議事項）

第2条 健康福祉審議会の調査審議事項は、次のとおりとする。

- （1）健康福祉の推進に関する重要な事項に関すること。
- （2）基本条例第8条第1項に規定する基本計画の策定又は変更に関すること。
- （3）基本条例の見直しに関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項に関すること。

2 健康福祉審議会は、前項に規定するもののほか、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「社会福祉審議会」という。）として同項に規定する社会福祉に関する事項及び法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項を調査審議し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として同項各号に掲げる事務を処理し、並びに成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）第23条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関として同項の規定により成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議する。

(平25条例75・平26条例111・平30条例20・一部改正)

(組織)

第3条 健康福祉審議会は、委員29人（社会福祉審議会に係る委員（以下「社会福祉審議会委員」という。）にあっては、24人）以内をもって組織する。

2 市長は、前項に規定する委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、健康福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

3 社会福祉審議会委員及び社会福祉審議会に係る臨時委員のほか、委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 保健医療関係団体を代表する者

(3) 福祉関係団体を代表する者

(4) 市民

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

4 市長は、前項第4号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第4条 健康福祉審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 健康福祉審議会に、委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長は、法第10条の規定により置かれた社会福祉審議会の委員長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、社会福祉審議会委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、健康福祉審議会を代表する。

5 委員長は、健康福祉審議会の会議の議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する順序により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 健康福祉審議会の会議は、委員長が招集する。この場合において、第2条第2項に規

定する事項について調査審議する会議にあつては、社会福祉審議会委員を招集する。

- 2 委員長は、委員（前項後段の会議にあつては、社会福祉審議会委員をいう。以下この条において同じ。）の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、健康福祉審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 健康福祉審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 健康福祉審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 第3条第2項に規定する特別の事項について会議を開き、議決を行う場合における前2項の規定の適用にあつては、臨時委員を委員とみなす。

（専門分科会）

第7条 第2条第1項各号に規定する事項を専門的に調査審議するため、健康福祉審議会に高齢者保健福祉専門分科会、介護保険専門分科会、地域福祉専門分科会及び健康づくり専門分科会を置く。

- 2 前項の地域福祉専門分科会は、同項の規定によるもののほか、成年後見制度利用促進法第23条第2項の規定により成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を専門的に調査審議する。
- 3 法第11条第1項の民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会のほか、法第12条第2項の規定により読み替えられる法第11条第1項の規定に基づき、児童福祉専門分科会を置く。
- 4 前項の児童福祉専門分科会は、同項の規定によるもののほか、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項並びに認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定により健康福祉審議会の権限に属させられた事項を専門的に調査審議する。
- 5 第1項に規定する専門分科会に属すべき委員は、委員のうちからそれぞれ委員長が指名するものとする。
- 6 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第2条第1項の規定に基づき、委員長が指名する。
- 7 身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会に属すべき委員は、社会福祉審議会委員のうちからそれぞれ委員長が指名するものとする。

（平25条例75・平26条例111・平30条例20・一部改正）

（審査部会）

第8条 社会福祉法施行令第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に障害程度審

査部会を置く。

- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項に規定する措置及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条に規定する里親の認定に係る市長の諮問に応じるため、児童福祉専門分科会に児童処遇審査部会を置く。
- 3 障害程度審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、社会福祉法施行令第3条第2項の規定に基づき、委員長が指名する。
- 4 児童処遇審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、社会福祉審議会委員のうちから委員長が指名するものとする。

（専門委員）

第9条 市長は、特に専門的な事項を調査審議をさせるため必要があると認めるときは、第7条第1項に規定する専門分科会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該特に専門的な事項について学識経験を有する者のうちから市長が委嘱するものとし、当該特に専門的な事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（庶務）

第10条 健康福祉審議会、第7条に規定する専門分科会及び第8条に規定する審査部会（以下「健康福祉審議会等」という。）の庶務は、保健福祉長寿局において処理する。

（平24条例92・平27条例117・一部改正）

（委任）

第11条 法、社会福祉法施行令その他法令、基本条例及びこの条例に定めるもののほか、健康福祉審議会等の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（平26条例111・旧附則・一部改正）

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第9条の規定に基づく調査審議）

- 2 健康福祉審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日の前日までの間において、一部改正法附則第9条の規定に基づく認可の手續に係る調査審議を行うものとする。

（平26条例111・追加）

- 3 前項の規定により行われた調査審議は、一部改正法の施行の日以後においては、第2条第2項の規定に基づき行われた調査審議とみなす。

(平26条例111・追加)

附 則 (平成24年12月14日条例第92号) 抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月4日条例第75号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年7月3日条例第111号)

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月15日条例第117号) 抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日条例第20号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 【 静岡市健康福祉審議会概要 】

### 健康福祉審議会

#### [目的]

保健・福祉・医療分野にまたがる各種計画を、多方面の専門家により審議検討する組織であり、健康福祉の推進に関する重要事項や、推進に関して必要な事項を調査審議するため設置する審議機関。

#### [所掌事務]

- (1) 健康福祉の推進に関する重要な事項に関すること。
- (2) 基本条例第8条第1項に規定する基本計画の策定又は変更に関すること。
- (3) 基本条例の見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項に関すること。

### 健康福祉審議会全体会

#### [目的]

健康福祉基本条例第16条の規定により、健康福祉の推進に関する重要な事項その他健康福祉の推進に関し必要な事項に関して、調査審議する機関として設置する。

なお、社会福祉法等に定められた行政処分の際の審議機関として機能させる場合は、健康福祉審議会委員のうち社会福祉審議会委員を兼ねる委員を招集し、社会福祉審議会として審議するものとする。

### 社会福祉審議会(社会福祉法第7条1項及び第12条1項)

#### [目的]

社会福祉法等に定める所掌事項を審議する附属機関で、福祉施策の大幅な方針変更や行政処分を行うにあたって、福祉分野の専門委員による答申、意見具申を行う。

#### [所掌事務]

- (社会福祉法)
  - 1 社会福祉に関する事項についての市長の諮問に対する答申(法第7条2項)
  - 2 社会福祉に関する事項についての関係行政庁に対する意見具申(法第7条2項)
- (児童福祉法)
  - 3 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項についての市長の諮問に対する答申(法第8条4項)
  - 4 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項についての関係行政庁に対する意見具申(法第8条4項)
- (母子及び父子並びに寡婦福祉法)
  - 5 母子家庭等の福祉に関する事項についての市長の諮問に対する答申(法第7条)
  - 6 母子家庭等の福祉に関する事項についての関係行政庁に対する意見具申(法第7条)
- (母子保健法)
  - 7 母子保健に関する事項についての市長の諮問に対する答申(法第7条)
  - 8 母子保健に関する事項についての関係行政庁に対する意見具申(法第7条)
- (子ども・子育て支援法)
  - 9 子ども・子育て支援に関する事項についての調査審議と意見具申(法第77条第1項)  
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)
  - 10 幼保連携型認定こども園に関する事項についての調査審議と意見具申(法第25条)

### 高齢者保健福祉専門分科会

#### [所掌事項]

- 1 高齢者保健福祉施策の推進
- 2 高齢者保健福祉計画の策定、見直し
- 3 前2号に掲げるもののほか、市の高齢者保健福祉施策に関する重要事項

### 介護保険専門分科会

#### [所掌事項]

- 1 介護保険事業計画の進行管理に関すること。
- 2 介護保険事業計画の策定及び変更に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、市の介護保険事業の運営に関する重要事項

### 地域福祉専門分科会

#### [所掌事項]

- ・地域福祉計画施策の推進
- ・地域福祉計画の策定、見直し
- ・成年後見制度利用促進計画施策の推進
- ・成年後見制度利用促進計画の策定、見直し

### 健康づくり専門分科会

#### [所掌事項]

- ・健康づくり施策の推進
- ・健康増進計画の進行管理に関すること
- ・健康増進計画の策定及び変更に関すること

### 児童福祉専門分科会

#### [所掌事項]

- (児童福祉法)
  - 1 児童及び知的障害者の福祉増進のための芸能、出版物、がん具、遊技等の推薦又は製作者等に対する勧告(法第8条8項)
  - 2 家庭的保育事業等の認可についての意見具申(法第34条の15第4項)
  - 3 保育所の設置の認可についての意見具申(法第35条6項)
  - 4 児童福祉施設の事業の停止の命令についての意見具申(法第46条4項)
  - 5 無認可児童福祉施設の事業の停止又は施設の閉鎖の命令についての意見具申(法第59条5項)
  - 6 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議(法第8条2項)
  - 7 児童福祉施設への最低基準の向上の勧告についての意見具申(基準省令第3条1項)  
(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
  - 8 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けの停止についての意見具申(令第13条)  
(子ども・子育て支援法)
  - 9 法第77条第1項各号に規定する事務
    - ・特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する意見具申
    - ・特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する意見具申
    - ・市子ども・子育て支援事業計画に関する意見具申
    - ・市の子ども・子育て支援に関する総合かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議  
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)
  - 10 幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する意見具申(法第17条第3項)
  - 11 幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖に関する意見具申(法第21条第2項)
  - 12 幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する意見具申(法第22条第2項)
  - 13 幼保連携型認定こども園への最低基準の向上の勧告についての意見具申(基準府省令第3条)

### 児童処遇審査部会

#### [所掌事項]

- (児童福祉法)
  - 1 児童の措置についての意見具申(法第27条6項、令第32条)
  - 2 里親の認定についての意見具申(令第29条)

### 民生委員審査専門分科会

#### [所掌事項]

- (民生委員法)
  - 1 民生委員の適否の審査(法第5条2項)
  - 2 民生委員の民生委員推薦会への再推薦についての意見具申(法第7条1項)
  - 3 民生委員推薦会が再推薦しないときの新たな民生委員の推薦についての意見具申(法第7条2項)
  - 4 民生委員解職の具申にあたっての同意(法第11条2項)

### 身体障害者福祉専門分科会

#### [所掌事務]

- (社会福祉法)
  - 1 身体障害者の福祉に関する事項の調査審議(法第11条)

### 障害程度審査部会

#### [所掌事項]

- (身体障害者福祉法及び同法施行令)
  - 1 身体障害者手帳交付申請に添付する診断書を作成する医師の指定についての意見具申(法第15条2項)
  - 2 身体障害者福祉法第15条の規定に基づいて指定した医師の取消しについての意見具申(令第3条3項)
  - 3 身体障害者の障害程度の諮問に対する答申(令第5条1項)

静岡市健康福祉審議会 所属分科会・審査部会及び分科会長・審査部会長について

委員長、分科会長または部会長

委員 専門委員 臨時委員 (敬称略)

令和7年4月1日現在

健康福祉審議会					No.	構成団体名称	社会福祉審議会						
健康づくり 専門分科会	地域福祉 専門分科会	介護保険 専門分科会	高齢者保健福祉 専門分科会	健康福祉 審議会			社会福祉審議会	民生委員審査 専門分科会	児童福祉 専門分科会	児童発達 審査部会	身体障害者福祉 専門分科会	障害程度 審査部会	
				畑田 響	1	議員(市議会副議長)	兼務	畑田 響					
中村 満	石田 幸彦	石田 幸彦	隅倉 正員	中村 満	2	静岡市自治会連合会	兼務	中村 満					
			鈴木 榮	鈴木 榮	3	静岡市老人クラブ連合会	兼務						
井出孝太郎				森下 健二	4	静岡市私立保育園長会	兼務		森下 健二				
				宮下 友美恵	5	静岡市私立幼稚園連合会	兼務		宮下 友美恵				
				溝口 功一	6	城西クリニック	兼務				溝口 功一	溝口 功一	
				服部 邦子	7	静岡市身体障害者団体連合会	兼務				服部 邦子		
				佐々木 隆志	8	静岡市静岡手をつなぐ育成会	兼務				佐々木 隆志		
				山本 勝利	9	清水地域精神保健福祉 心明会	兼務				山本 勝利		
	川島 徹也	小澤 真浩	池谷 雄介	三重野 隆志	10	静岡市社会福祉協議会	兼務	三重野 隆志					
市川 茂	黒澤 幸夫	市川 茂	黒澤 幸夫	清野 文雄	11	静岡市民生委員児童委員協議会	兼務	清野 文雄	土屋 雅裕				
		八木 大英	平野 周太	鈴木 研一郎	12	静岡市静岡医師会	兼務			岩田 真喜子			
				望月 亮	13	静岡市清水歯科医師会	兼務						
				吉永 陽子	14	清水薬剤師会	兼務						
		青木 皓平		青木 皓平	15	静岡県弁護士会	兼務	青木 皓平		太田 吉則			
	斎藤 朝子		福田 智一	安藤 千晶	16	静岡県社会福祉士会	兼務	安藤 千晶	安藤 千晶				
坂口 明日香	五十畑 美濃			石岡 久美子	17	静岡市校長会	兼務	石岡 久美子	南條 美穂	久保田 良子			
				西田 泰子	18	常葉大学短期大学部	兼務			西田 泰子			
				田宮 縁	19	静岡大学	兼務		田宮 縁				
森本 達也				森本 達也	20	静岡県立大学	兼務						
			東野 定律	東野 定律	21	静岡県立大学	兼務						
	江原 勝幸			江原 勝幸	22	静岡県立大学短期大学部	兼務				江原 勝幸		
		富安 眞理		富安 眞理	23	静岡県立大学	兼務						
	梶山 香緒利		梶山 香緒利	梶山 香緒利	24	市民委員							
		久保田 明	久保田 明	久保田 明	25	市民委員							
	松浦 まり子	松浦 まり子		松浦 まり子	26	市民委員							
八木 志保美	八木 志保美			八木 志保美	27	市民委員							
	天野 育子			天野 育子	28	市民委員							
			狩野 直子	狩野 直子	29	市民委員							
谷内 麻子	青木 秀剛		飯部 優夫		30	静岡市清水医師会							
大村 宗久			大村 宗久		31	静岡市静岡歯科医師会						大村 宗久	
菅瀬 久智		土川 優子			32	静岡市薬剤師会						浦田 千裕	
	深澤 啓子				33	静岡市清水地区ボランティア連絡会							
			福地 明雄		34	駿河区地区社会福祉協議会連絡会							
	朝比奈 伸江				35	清水区地区社会福祉協議会連絡会							
		杉山 隆子			36	静岡市清水介護保険事業者連絡会							
		高山 初美			37	清水介護家族の会							
	寺田 千尋				38	静岡県社会福祉法人経営者協議会							
	末吉 喜恵				39	特定非営利活動法人よしよし							
		国京 則幸			40	静岡大学							
			猿田 真嗣		41	常葉大学							
	木村 綾				42	静岡県立大学経営情報学部							
豊島 智江					43	静岡市清水保健委員協議会							
渡邊 良子					44	静岡市食生活改善推進協議会							
山本 学					45	健康保険組合連合会静岡連合会							
			大石 裕也		46	静岡県作業療法士会							
鈴鹿 和子					47	静岡県看護協会							
平野 輝充					48	静岡労働基準監督署							
増田 大輔					49	静岡商工会議所							
					50	静岡地域労働者福祉協議会			小黒 佑弥				
					51	静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」			有田 瑞恵				
					52	静岡ガス株式会社			福富 仁子				
					53	静岡市静岡中央子育て支援センター			坪内 和美				
					54	静岡市青少年育成会議			堀 弘幸				
					55	静岡市母子寡婦福祉会			佐藤 和代				
					56	市民委員			小林 敏史				
					57	市民委員			宮城島 喜子				
					58	市民委員			荒木 麻里子				
					59	社会福祉法人 静岡福祉事業協会			森 茂雄				
					60	静岡リハビリテーション病院						野田 幸男	
					61	ら(羅)眼科						羅 錦堂	
					62	伊藤病院						伊藤 靖郎	
					63	高野外科胃腸科医院						高野 哲	
					64	静岡県立総合病院						白井 敏博	
					65	静岡市立静岡病院						綿田 隆三	
					66	静岡市立静岡病院						松本 芳博	
					67	静岡市立静岡病院						岩井 一也	
					68	静岡市立静岡病院						濱村 啓介	
					69	静岡済生会総合病院						伊藤 英人	
15	14	14	15	29		人 数	23	7	15	5	5	13	

令和7年度 健康福祉審議会・社会福祉審議会・分科会の開催予定

組織名称	開催日程	令和7年度の主な取組
健康福祉審議会 (全体会)	年2回 5/22、3月頃	健康福祉に係る計画の総括的審議及び重要施策の検討等 ・専門分科会からの報告等 ・各計画の策定等は進捗管理に係る報告
高齢者保健福祉専門分科会	年1回 10月頃	・静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画の評価方法について ・第11期高齢者保健福祉計画策定について
介護保険専門分科会	年1回 10月頃	・静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画の評価方法について ・第9期介護保険事業計画の進捗管理について ・第10期介護保険事業計画策定について
地域福祉専門分科会	年3回 6月頃、9月頃、2月頃	・第4次静岡市地域福祉基本計画の進捗管理について ・個別避難計画の作成について ・静岡市重層的支援体制整備事業について
健康づくり専門分科会	年2回 8月、2月	・健康爛漫計画（第3次）登載事業の評価及び計画について ・地域・職域連携の推進について
社会福祉審議会	通常は健康福祉審議会全体会として合同開催します	社会福祉法に基づく法定事項の審議
児童福祉専門分科会	年4回 7月頃、10月頃、1月頃、3月頃	・「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の進捗管理について ・保育所等の設置認可等に係る意見聴取 ・子どもの生活実態調査に係る意見聴取
児童処遇審査部会	年4回 7月頃、9月頃、12月頃、2月頃	児童福祉法に基づく法定事項の審議 ・家庭裁判所への承認申し立て案件 ・処遇困難事例 ・静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する条例の制定について ・裁判事例（国賠訴訟）
民生委員審査専門分科会 ※1	8～10月の間に 最大2回開催	・民生委員法に基づく法定事項の審議 ・民生委員・児童委員候補者の審査
身体障害者福祉専門分科会 ※1	未定	身体障害者福祉法に基づく法定事項の審議
障害程度審査部会	審査（諮問） 随時 会議 年2回 6月頃、12月頃	身体障害者の障害程度に関する審議等 ・身体障害者手帳審査・交付・却下状況 ・指定医師指定・辞退状況 ・指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）指定・更新・辞退状況 等

※1 令和6年度開催実績なし



## 1 令和6年度の審議事項等について

### （1）第4次静岡市地域福祉計画（令和5年度～12年度）について

計画搭載事業について令和5年度の各基本目標の達成状況の確認と具体的事業（188事業）の評価を実施した。また、計画の基本目標ごとに総合評価シートを作成し、結果について審議した。

### （2）個別避難計画の作成について

個別避難計画優先作成対象者の条件の決定、マニュアル作成及び個別避難計画作成の進捗について報告した。併せて、個別避難計画を用いた避難訓練の実施について報告した。

### （3）静岡市重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業の本格実施に伴い、令和6年度の実施状況及び課題を踏まえた今後の方向性について報告した。

## 2 令和7年度の取組について

### （1）第4次静岡市地域福祉計画について

第4次静岡市地域福祉計画前期実施計画（令和5年度～8年度）の令和6年度の総合評価及び掲載事業の評価を実施。

### （2）個別避難計画の作成について

個別避難計画優先作成対象者に係る個別避難計画作成の進捗状況を報告する。

### （3）静岡市重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業の進捗状況の確認や、事業実績等を踏まえた課題の抽出・解決に向けての検討等を行う。

## 1 令和6年度の審議事項等について

### (1) 健康爛漫計画（第2次：平成25年度～令和5年度）登載事業の評価・健康爛漫計画（第3次：令和6年度～令和17年度）の進捗管理

第1回では、第2次計画登載事業の令和5年度の事業評価と第3次計画登載事業の令和6年度実施計画について審議した。

第2回では、計画の重点的な取組事項である『生活習慣病予防・重症化予防』『誰もが健康になれる環境づくり』『関係機関との連携と協働』の3点についての現状報告と、今後さらに取組を進めていくための方法を協議した。

（委員意見）

『生活習慣病予防・重症化予防』について

- ・現場でも「自覚症状が無いのに治療をしなければいけないのか」という声がとても多く、自覚症状がないと治療を続けるのは難しい。将来どのような影響があるかを、診断後すぐの時期に本人がきちんと理解できるようにするしかないのかな、と感じている。
- ・保健福祉センターの保健師とも協力し、細かいケアをお願いしたい。

『誰もが健康になれる環境づくり』について

- ・子どものころからの習慣づけが大切。ただし、子どもだけでは習慣づけは難しいため、妊娠中からのアプローチが必要。

『関係機関との連携と協働』について

- ・保育園や学校では、子どもたちへの食育の機会はあるが、保護者にまでは届きにくい。生活が大変な家庭や、知識不足の家庭もあるため、親にも届く支援を検討してほしい。
- ・参加者を多く集めたいときには、多くの対象に声をかける事が重要。

### (2) 地域・職域連携の推進

静岡市民の健康状態に関するデータの報告や、働き盛り世代への取組をさらに進めるための連携方法について協議した。

（委員意見）

- ・性別により罹患リスクの高い病気が異なることにも着目し、啓発活動を実施してほしい。
- ・地域にはコロナ禍で介護度が上がった方もいる。身体活動量を増やし、外出につながるような取り組みを進めてほしい。
- ・早期発見と早期治療が大切なので、そのきっかけとなる健診受診率の向上について、引き続き取り組みを進めてほしい。

## 2 令和7年度の取組について

### (1) 健康爛漫計画（第3次）登載事業の評価

計画登載事業の令和6年度の事業評価および令和7年度事業計画について審議する。

### (2) 地域・職域連携の推進

市民の自主的な健康づくりの促進や働き盛り世代への取組をさらに進めるための連携方法について協議する。

## 1 令和6年度の審議事項等について

### (1) 保育所等の設置認可等に係る意見聴取について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における、定員の設定及び変更について、「静岡市子ども・子育て支援事業計画」との整合性の審議を行った。

・特定教育・保育施設 32件

【内訳】定員増：3件 定員減：26件

新制度の幼稚園へ移行：1件 認定こども園へ移行：2件

### (2) 「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の進捗管理

「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の令和5年度の事業実績等を踏まえた点検・評価を行った。

### (3) 「第3期静岡市子ども・子育て支援事業計画」策定について

「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策等を定めた、「第2期静岡市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了を迎える中、第3期計画（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）の策定に向け、計画案の内容等について、意見聴取を行った。

## 2 令和7年度の取組について

### (1) 「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の進捗管理

「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の令和6年度の事業実績を踏まえた点検・評価を行い、同プランに基づく事業の実施について審議する。

### (2) 保育所等の設置認可等に係る意見聴取について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における、定員の設定及び変更について、子ども・子育て支援事業計画との整合性を審議する。

### (3) 子どもの生活実態調査に係る意見聴取について

子どもの貧困対策推進計画の策定にあたり、子どもの貧困対策に関する取組等を検討するうえでの基礎資料を作成するため、世帯の収入状況や子どもの生活実態に関する調査内容について、意見聴取する。

児童処遇審査部会について（児童相談所）

1 令和6年度の審議事項等について

(1) 審議事項

- (ア) 児童相談所の処遇方針と児童・親権者の意見が相違し、処遇が困難な事案
- (イ) 措置又は措置解除後の対応について、法律や医療等の専門的意見を必要とする事案
- (ウ) 里親の認定

(2) 審議結果

令和5年度

	里親の認定	報告事項
第4回 R6.3.7	なし	①令和5年度里親登録（新規、更新） ②裁判事例 3件 ・損害賠償請求事件の判決 ・親の同意のない施設入所措置（法28条） ・親の同意のない2月超え一時保護（法33条） ③一時保護所の第三者評価の結果

令和6年度

	里親の認定	報告事項
第1回 R6.6.20	養育里親 1件 養育・養子縁組里親 1件	①家庭裁判所への承認申し立て案件 ・親の同意のない施設入所措置（法28条） 1件
第2回 R6.9.12	なし	①家庭裁判所への承認申し立て案件 ・親の同意のない2月超え一時保護（法33条） 1件 ②処遇困難事例 1件 ③静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する条例の制定について
第3回 R6.12.5	養育里親 1件	①家庭裁判所への承認申し立て案件 ・親の同意のない2月超え一時保護（法33条） 1件 ②処遇困難事例 1件 ③裁判事例（国賠訴訟） 1件
第4回 R7.3.13 (予定)	養育里親 2件 養子縁組里親 1件 養育・養子縁組里親 1件	①家庭裁判所への承認申し立て案件 ・親の同意のない施設入所措置（法28条） 1件 ・親の同意のない2月超え一時保護（法33条） 1件 ②令和6年度一時保護所自己評価 ③児童虐待重大事案の発生について
計	養育里親 4件 養子縁組里親 1件 養育・養子縁組里親 2件 親族里親 0件	①家庭裁判所への承認申し立て案件 ・親の同意のない施設入所措置（法28条） 2件 ・親の同意のない2月超え一時保護（法33条） 3件 ②処遇困難事例 2件 ③静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する条例の制定について ④裁判事例（国賠訴訟） 1件 ⑤令和6年度一時保護所自己評価 ⑥児童虐待重大事案の発生について

2 令和7年度の取組について

児童処遇審査部会を年4回開催予定

## 1 令和6年度の審議事項等について

### (1) 審査（令和7年1月末時点）

審査の種類	件数
身体障害者手帳障害程度の審査	2,218件
15条第1項に規定する医師指定の審査	20件
指定自立支援医療機関の指定審査	25件

### (2) 障害程度審査部会会議

会議	開催日	内容
第1回	令和6年7月29日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳審査・交付・却下状況</li> <li>・指定医師指定・辞退状況</li> <li>・指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）指定・更新・辞退状況</li> <li>・診断書・意見書の様式について</li> <li>・口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する診断書を作成する歯科医師の指定について</li> <li>・身体障害者福祉法第15条に基づく医師に対する新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する障害認定の取り扱いの周知について</li> <li>・身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく指定医の周知について</li> </ul>
第2回	令和6年12月16日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳審査・交付・却下状況</li> <li>・指定医師指定・辞退状況</li> <li>・指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）指定・更新・辞退状況</li> <li>・次期部会長の選任について</li> <li>・診断書・意見書及び指定医師の手引きのホームページ掲載について</li> <li>・障害程度審査部会委員について</li> </ul>

## 2 令和7年度の取組について

### (1) 各審査の諮問を毎週実施

### (2) 障害程度審査部会会議を年2回（6月、12月頃）開催予定

1 令和6年度児童処遇審査部会について**(1) 審議事項**

- (ア) 児童相談所の処遇方針と児童・親権者の意見が相違し、処遇が困難な事案
- (イ) 措置又は措置解除後の対応について、法律や医療等の専門的意見を必要とする事案
- (ウ) 里親の認定

**(2) 審議結果**

令和6年度

	里親の認定	報告事項
第4回	養育里親 2件	①家庭裁判所への承認申し立て案件
R7.3.13	養子縁組里親 1件	・親の同意のない施設入所措置（法28条） 1件
	養育・養子縁組里親 1件	・親の同意のない2月超え一時保護（法33条） 1件
		②令和6年度一時保護所自己評価
		③児童虐待重大事案の発生について

2 令和7年度取組について

児童処遇審査部会を年4回開催予定

第1回：7月17日（木）

第2回：9月頃

第3回：12月頃

第4回：2月頃

## 1 令和6年度民生委員専門分科会について

### (1) 民生委員・児童委員候補者の推薦に係る審査（民生委員法第5条第2項）

自治会等から推薦された候補者29名について、静岡市民生委員推薦会から全会一致で適任と認められたため、本分科会は開催せず。

### (2) 民生委員・児童委員の解嘱に係る審査（民生委員法第11条第2項）

民生委員・児童委員からの辞職の願い出以外による事由に基づく解嘱がなかったため、本分科会は開催せず。

## 2 令和7年度の取組について

### (1) 民生委員・児童委員一斉改選

すべての民生委員・児童委員については、令和7年11月30日に3年間の任期が終了し、同年12月1日に一斉に改選される。

当該改選に係る民生委員・児童委員候補者の審査のため、本分科会を年2回（8～10月）開催予定。

---

※ 本市では、一斉改選時以外における民生委員・児童委員候補者の審査において、静岡市民生委員推薦会から全会一致で適任と認められて推薦を受けた候補者については、静岡市健康福祉審議会（社会福祉審議会）民生委員審査専門分科会への審議を省略することとしている。

（民生委員法抜粋）

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第十一条 民生委員が左の各号の一に該当する場合には、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

一～三 （省略）

2 都道府県知事が前項の具申をするに当たつては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

## 【報告事項】

### 身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会について（地域リハビリテーション推進センター）

## 1 令和6年度身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会について

### (1) 審査（令和7年3月末時点）

審査の種類	件数
身体障害者手帳障害程度の審査	2,649件
15条第1項に規定する医師指定の審査	33件
指定自立支援医療機関の指定審査	40件

### (2) 障害程度審査部会会議

会議	開催日	内容
第1回	令和6年7月29日（月）	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳審査・交付・却下状況</li><li>・指定医師指定・辞退状況</li><li>・指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）指定、更新、辞退状況</li><li>・診断書・意見書の様式について</li><li>・口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する診断書を作成する歯科医師の指定について</li><li>・身体障害者福祉法第15条に基づく医師に対する新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する障害認定の取り扱いの周知について</li><li>・身体障害者福祉法第15条第1項に規定に基づく指定医の周知について</li></ul>
第2回	令和6年12月16日（月）	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳審査・交付・却下状況</li><li>・指定医師指定・辞退状況</li><li>・指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）指定、更新、辞退状況</li><li>・次期部会長の選任について</li><li>・診断書・意見書及び指定医師の手引きのホームページ掲載について</li><li>・障害程度審査部会委員について</li></ul>

## 2 令和7年度の取組について

### (1) 各審査の諮問を毎週実施

### (2) 障害程度審査部会会議を年2回（6月、12月頃）開催予定